

指定訪問入浴介護事業所
指定介護予防訪問入浴介護事業所
ごぜんやま訪問入浴サービスセンター

契約書及び重要事項説明書

氏名 _____ 様 _____ I D _____

社会福祉法人 博友会

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴サービス契約約款

様（以下「契約者」という。）と、ごぜんやま訪問入浴サービスセンター（以下「事業者」という。）は、契約者に対して事業者が行う訪問入浴介護サービス（以下「介護予防訪問入浴サービス」を含む。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、契約者がその身体の清潔を保持し、心身機能を維持・増進しながら居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問入浴介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、西暦 年 月 日から要介護認定有効期間満了日までとします。契約期間満了の1週間前までに契約者からの文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに次回要介護認定有効期間満了日まで同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条（訪問入浴介護サービス）

本契約において「訪問入浴介護サービス」とは、寝たきり等心身に障害があることにより、自ら入浴するのに支障のある高齢者等に対し、搬入した浴槽を用い、その者の居宅において入浴介護を行うサービスをいうものとします。

第4条（サービス従事者）

1. 本契約において「サービス従事者」とは、所定の研修を受けたうえで訪問入浴介護に従事する専門職員をいうものとします。
2. 事業者は、訪問1回につき看護婦又は准看護婦1名を含む3名以上（介護予防訪問入浴は2名以上）のサービス従事者を専任し、訪問入浴介護サービスの提供にあたるものとします。

第5条 (身元引受人)

- 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第2章 料金

第6条 (サービス料金)

- 1 身元引受人・契約者は事業者に対して、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
- 2 契約に基づく訪問入浴介護サービスの実施について介護保険の適用がある場合には、身元引受人・契約者は、前項のサービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額を支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護もしくは要支援認定を受けていない場合又は居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額を支払うものとします。(要介護もしくは要支援認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い))
- 3 サービス利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者の指定する方法で支払うものとします。
- 4 毎月、10日以降に前月分の請求書をお渡しいたします。お支払い方法は口座引落(指定銀行の定める手数料がかかります)となります。口座引落完了後領収書を発行致します。

ます。口座引落日までに入金が間に合わなかった場合には、月末までに銀行振込をお願い致します。

5. 口座引落名義人の口座が凍結された場合には銀行振込をお願いする場合がございます。

第7条（利用日のキャンセル・変更・追加）

1. 身元引受人は、都合により所定の日時における訪問入浴介護サービスの利用を中止変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、身元引受人はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 前項の場合に、契約者は中止した利用日についてはサービス利用料金の支払義務を負いません。
3. 事業者は、本条第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービス従事者等の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（サービス実施日におけるサービス内容変更等）

1. 事業者は、サービス実施に際し、看護婦又は准看護婦により契約者の入浴前後の血圧、体温、脈拍、呼吸等を測定し、体調・健康状態等の必要な事項について契約者又は立会人から聴取・確認するものとします。
2. 看護婦又は准看護婦は、前項の聴取・確認の結果及び意見書等に基づいて、サービス実施日における入浴の可否及び部分入浴・清拭等へのサービス内容の変更の有無を判断するものとします。
但し、入浴を中止し、又はサービス内容を変更する場合には、契約者もしくは立会人の同意を得るものとします。
3. 前項の場合に、契約者は変更されたサービスに対応するサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

第9条（料金体系の変更）

1. 事業者は、やむを得ない事情により所定の料金体系を変更した場合には、契約の有効期間中であっても身元引受人に対してサービス利用料金の増額又は減額を求めることができます。この場合、事業者は身元引受人に対して、事前に文書をもって通知するものとします。
2. 身元引受人は、前項の変更を了承することができない場合には、本契約を解約することができます。

3. 前項の場合に、身元引受人は、既に実施した訪問入浴介護サービスについては、所定のサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

第3章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体財産の安全に配慮するものとします。
2. 事業者は、契約者に対する訪問入浴介護サービスの実施について記録を作成し、サービス実施の終了時ごとに身元引受人又は立会人による確認を受けるものとします。
3. 事業者は、作成したサービス実施記録を5年間は保管し、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複製物を交付するものとします。
4. 事業者は、訪問入浴介護サービスの提供のために準備した設備・機材等について、安全衛生をふまえて適切な管理を行うものとします。
5. 事業者は、訪問入浴介護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第11条（意見書等）

1. 事業者は、契約者に対し、本契約の締結にあたって、医師の作成した意見書又は入浴可否診断書（以下「意見書」という。）の提出を求めるものとします。また、事業者は、訪問入浴介護サービス開始時に「意見書等」を確認し、必要に応じて新たな「意見書等」の提出を求めることができるものとします。
2. 「意見書等」の提出にかかる費用は、原則として契約者が負担するものとします。
3. 前2項の規定に拘らず、本契約に基づく訪問入浴介護サービスの実施について、介護保険の適用があり、居宅サービス計画に基づき医師の関与の下、それに代わる書類の提出がある場合には、「意見書等」の提出は不要とします。

第12条（訪問入浴介護サービスの決定）

1. 事業者は、管理者または看護婦に事前に契約者を訪問させて、その心身・生活の状況を調査し、契約者及び介護者等と協議して、訪問入浴介護サービスの内容を決定します。
2. 医師もしくは居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、訪問入浴介護サービスの内容について変更又は中止の必要があると認められた場合には、事業者は身元引受人及び介護者等と協議して訪問入浴介護サービスの内容を変更又は中止するものとします。

但し、本契約に基づく訪問入浴介護サービスの提供について介護保険が適用され、居宅サービス計画が作成されている場合には、事業者は居宅介護支援事業者

に対して居宅サービス計画の変更又は中止を要請するものとします。

3. 契約者及び介護者等は、医師・医療機関その他関係機関との連携（助言・指導等）について、事業者に協力するものとします。

第13条（天災等不可抗力）

1. 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる事由により、訪問入浴介護サービスの実施ができなくなった場合には、事業者は契約者に対して、当該サービスを実施すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、身元引受人・契約者は、既に実施した訪問入浴介護サービスについては、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第14条（守秘義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、訪問入浴介護サービスを提供するうえで知り得た契約者及び身元引受人に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 前項に拘らず事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
3. 前2項の規定に拘らず契約者は、介護支援専門員の主催するサービス担当者会議、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに同意するものとします。

第4章 契約者の義務

第15条（訪問入浴介護サービスの実施に関する事項）

1. 契約者及び身元引受人は本契約で定められた以外の業務をサービス従事者に依頼することはできません。
2. 訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問入浴介護サービスの実施にあたって契約者及び身元引受人の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
3. 訪問入浴介護サービスの実施にあたっては、契約者の健康状態及び異常の有無について判断できる者（以下「身元引受人」という。）が立ち会うものとします。
4. 契約者及び介護者等は、訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、サービス従事者が会社に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第5章 損害賠償

第16条（損害賠償責任）

事業者は、訪問入浴介護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由より、契約者及び身元引受人等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

第17条（損害賠償がなされない場合）

訪問入浴介護サービスの実施に伴って、事業者は自己の責に帰すべからざる事由によって生じた損害については、賠償責任を負いません。とりわけ、事業者は以下の事由に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその疾患及び身体状況等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者もしくは立会人等が、訪問入浴介護サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問入浴介護サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者又は身元引受人等が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第6章 契約の終了

第18条（契約の終了）

1. 契約の有効期間中、以下の事由が発生した場合には、本契約は終了するものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合。
 - ② 要介護認定において非該当（自立）と判断された場合。
 - ③ 契約者が介護保険施設に入所した場合。
 - ④ 介護保険による給付を受けている場合に、事業者が介護保険の指定を取り消された場合。
 - ⑤ 事業者が破産した場合。
2. 前項の場合に、契約者・身元引受人は、既に実施した訪問入浴介護サービスについては、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第19条（契約者による中途契約）

1. 契約者・身元引受人は、本契約に定める訪問入浴介護サービスが不要となった場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者・身元引受人は契約終了を希望する日の1週間前までに

事業者へ通知するものとします。

但し、契約者の病変・急な入院等、通知することができない特別な事情が生じた場合には、事前の通知がなくても本契約を解約することができます。

2. 前項の場合に、契約者・身元引受人は、既に実施した訪問入浴介護サービスについては所定のサービス利用料金を事業者へ支払うものとします。

第20条（事業者による中途解約）

事業者は、事業の継続が困難であるなどやむを得ない事情がある場合、契約者に対し1ヶ月前までに解約の理由等を記した文書を以って通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

第21条（契約者からの契約の解除）

1. 契約者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める訪問入浴介護サービスを実施せず、契約者の請求にもかかわらず、これを実施しようとしめない場合。
 - ② 事業者が第14条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者が、契約者もしくは身元引受人の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
2. 前項の場合に、契約者・身元引受人は、既に実施した訪問入浴介護サービスについては所定のサービス利用料金を事業者へ支払うものとします。

第22条（事業者からの契約の解除）

1. 事業者は、契約者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 契約者によるサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
 - ② 契約者もしくは介護者等が、事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
2. 前条第2項の規定は、本条第1項についても準用するものとします。

第7章 その他

第23条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った

1. 当社の概要

- (1) 法人名：社会福祉法人 博友会
- (2) 所在地：茨城県常陸大宮市野口平146番地の1
- (3) 電話番号：0295-55-3155
- (4) 介護保険に基づき知事から指定を受けている事業所

| | |
|------|--------------------|
| 事業所名 | ごぜんやま訪問入浴サービスセンター |
| 所在地 | 茨城県常陸大宮市野口平146番地の1 |

2. サービスを提供する事業所の概要

(1) 運営方針

自宅で入浴が困難な方にとって入浴は軽視されがちです。実際には、入浴介護の大変さから、週に1、2回、月に何回かの入浴があたりまえのようになってきています。しかしながら、QOLの観点からみますと、私たちは日常、毎日入浴し、体を清潔に保ち、1日の疲れを癒し、満足感を得ています。そこで、当事業所では、入浴の本質的な効果を正しく理解していただき、利用者の心身機能及びQOLの向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減に積極的に取り組んでいきます。そして、1人でも多くの方に入浴の喜び、満足感を堪能していただくことを常に心がけ、安全で快適な質の高い訪問入浴サービスを提供していきます。

(2) 提供できるサービスの種類と地域

| | |
|----------|-----------------------|
| 事業所名 | ごぜんやま訪問入浴サービスセンター |
| 所在地 | 茨城県常陸大宮市野口平146番地の1 |
| 電話番号 | 0295-55-3155 |
| 介護保険指定番号 | 0873100853 |
| サービスの種類 | 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービス |
| 入浴車台数 | 1台 |
| サービス提供地域 | 常陸大宮市 |

(3) 職員体制

| | |
|-------|-------------------------|
| 管理者 | 常勤1名 |
| 看護師 | 正看護師（准看護師）、常勤または非常勤1名以上 |
| 訪問介護員 | 常勤または非常勤2名以上 |

(4) サービス提供日及び時間

| | |
|--------|--------------|
| 平日 | 午前9時～午後5時30分 |
| 土曜日・祝日 | 午前9時～午後5時30分 |

休業日：日曜日

3. サービス内容

- ・事前に管理者または看護師が訪問し、ご契約者の心身・生活の状況を調査し、ご契約者及び介護者等と協議して、サービス内容を決定します。
- ・看護師（准看護師）を含むサービス従事者3名が、浴槽を居室に運んで入浴サービスを提供します。
- ・入浴の前後には、看護師（准看護師）が血圧、体温、脈拍の測定を行います。
- ・入浴に際しては、あわせて洗髪を行います。

4. サービス内容の変更

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービスの提供にあたっては、契約者または立会人の同意の上、当日のご契約者の体調によって、部分浴、清拭に切り替える場合があります。また、サービスそのものを中止にすることもあります。それぞれ所定のサービス利用料金をお支払いいただきます。

5. 利用料金

(1) 利用料（自己負担額）

料金に関しては別紙、料金表参照のこと。

（厚生労働省が定める介護保険報酬額）

- ◇ ご契約者が、まだ要介護または要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護または要支援認定を受けた後、自己負担額を除く額が介護保険から支払われます。
- ◇ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービスの利用について介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。（介護保険対象外のサービスを希望される場合は、消費税をいただきます。）

(2) 料金のお支払い方法

毎月10日までに前月ご利用分の請求をいたしますので、末日までにお支払い下さい。お支払い方法は、指定銀行振込となります。いずれかの方法を契約の際に決めさせていただきます。

尚、指定銀行口座引落としの場合は、引落とし時手数料（指定銀行が定める額）

がかかりますが、銀行からの領収書の発行は致しませんのでご了承下さい。また、残高不足等の理由により引落しになった場合でも手数料はかかります。

(3) サービス契約の解約について

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービス契約の解約を希望される場合には、解約希望日の1週間前にお申し出いただくことにより、契約を解約することができます。この場合、既に実施したサービスについては所定の料金をお支払いいただきます。

6. サービスの利用についての注意事項

(1) サービス開始にあたって

管理者または看護婦の事前訪問時、医師の作成した意見書または入浴可否診断書(意見書等)を確認させていただきますので、主治医にご相談下さい。なお、意見書等の取り付けにかかる費用は、ご契約者の負担となります。但し、介護保険において要介護または要支援認定がなされ、意見書等に代わる書面が提出される場合には、「意見書等」の取り付けは不要です。

(2) 準備していただくもの

着替え、飲み物(入浴後の水分補給)。タオル類、石けん等は当事業所にて用意いたしますが、不要の場合はお申し出下さい。その他、お打ち合わせにより決めさせていただきます。

(3) 入浴時の注意

- ① 医師等から入浴に関しての指示等があれば、お知らせ下さい。
- ② 満腹時及び空腹時の入浴は不適當です。訪問予定時の1時間前までに、お食事を済ませておいて下さい。
- ③ 冬季及び寒冷時は、事前に室内を暖めておいて下さい。(18℃以上)
- ④ 入浴後には、脱水しますので、適度に水分補給をして下さい。
- ⑤ 訪問時には、室内に浴槽を設置しますので、4畳ほどのスペースを確保して下さい。

(4) ご承諾願うこと

- ① ご契約者(ご利用者)の健康状態及び異常を判断できる立会人を1名確保して

いただきます。

- ② 入浴車の給湯設備及び排水ポンプ等を作動させるための電気を使用させていただきます。(家庭用AC100V)
- ③ 給水用の水を補給させていただきます。(200ℓ～250ℓ程度)
- ④ 訪問予定時間は、交通事情等により多少ずれることがあります。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の急変等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。なお、当事業所の連携医療機関は下記のとおりです。

① 事業所の連携医療機関

| 病院名 | 診療科目 | 電話番号 |
|--------------------|---|--------------|
| 医療法人 博仁会 志村大宮病院 | 内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、リウマチ科、放射線科、リハビリテーション科、小児科 | 0295-53-1111 |

②主治医

| | | |
|-----------------|------|--|
| かかりつけ医 (主治医) | 病院名 | |
| | 医師名 | |
| | 電話番号 | |

③緊急連絡先

| | | |
|--------|------|--|
| 緊急連絡先1 | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 緊急連絡先2 | 氏名 | |
| | 電話番号 | |

8. サービス内容に対する相談・苦情

お客様相談・苦情窓口

ごぜんやま訪問入浴サービスセンター 苦情解決担当者

受付時間 AM9:00～PM5:00

電話番号 0295-55-3155

FAX 番号 0295-54-2550

社会福祉法人博友会 サービス向上委員会

電話番号 0295-55-2555

【外部相談窓口】

茨城県国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談室)

電話番号 029-301-1565

※お住まいの市町村の介護保険担当窓口でも相談をお受けできますので、お問い合わせ下さい。

9. 個人情報の取扱いについて

当事業所では、業務上知り得た個人情報を法人内または法人外の関連機関との業務において使用し、正当な理由なく第三者への提供は致しません。業務目的以外で、第三者に情報を提供する場合は、ご利用者様又は代理人から同意を得た上で行うこととします。個人情報の取り扱いについては、「個人情報のお取り扱いについてのお知らせ」にてご説明させていただいたとおりです。（「個人情報のお取り扱いについてのお知らせ 08 版」添付）

10. 第三者評価について

第三者評価実施状況：実施無し

サービス向上の取り組み

【満足度アンケート調査】

ご利用者様もしくはご家族様に対してアンケート調査等を定期的に実施し、サービスの質の向上に努めております。結果等に関してはフィードバックさせていただきます。

【外部認証等】

サービスの質を担保するため、ISO9001、プライバシーマークの外部認証を受けております。

当事業所は、本書面に基づきご利用者及びご家族に、前記重要事項を説明いたしました。

事業者 住所 茨城県常陸大宮市野口平146番地の1
名称 ごぜんやま訪問入浴サービスセンター
説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービスについての重要事項の説明を受けました。また個人情報の取扱いについて同意し、契約いたします。

西暦 年 月 日

ご利用者住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印

当事業は、居宅介護サービス事業者として、ご利用者の申し込みを受諾し、契約書に定めるサービスを、誠実に責任をもって提供します。

事業者 住所 茨城県常陸大宮市野口平146番地の1

名称 ごぜんやま訪問入浴サービスセンター

管理者 氏名

印